



Vyvo Network Japan

会員登録のご紹介

(概要書面としての記載事項)

会員登録される前に、本概要書面の内容を十分にお読みください。

Vyvo Network Japan (以下、当社) は「特定商取引に関する法律」に基づき、商品の販売を行っております。本書面は「特定商取引法に関する法律により定められた概要書面です。当社の会員の方が当社の取扱商品およびビジネスを紹介される際は、相手の方が商品を購入する、しない、あるいは会員登録する、しないにかかわらず本書面を使用してご説明ください。

1. 統括者名称・住所・電話番号・代表者名

Vyvo Network Japan 株式会社
〒163-0228 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル28階
TEL: 03-6629-7110
代表取締役 清水直政

2. 連鎖販売を行う者

Vyvo Network Japan 株式会社
163-0228 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル28階
TEL: 03-6629-7110
代表取締役 清水直政

3. 製品の種類、性能、品質に関する重要事項/ 権利・役務の種類、内容に関する重要事項

別紙「製品一覧および注文方法」を参照

4. 製品名及び製品／権利の販売価格

別紙「製品一覧および注文方法」を参照

5. 製品／権利の引渡・移転時期／方法

別紙「製品一覧および注文方法」を参照

6. 特定利益に関する事項

別紙「Vyvo オポチュニティプラン(ペイプラン)」冊子を参照

7. 特定負担の内容

登録に際して、登録料の負担はありません。製品購入の義務もありませんが、登録時に製品を購入する場合、その費用は特定負担となります。

7-1 配送料

Vyvo Network Japanが販売する製品(OTG製品)の場合、1度のご注文ごとに1,200円(全国一律)の配送料がかかります。ただし、別送品が含まれるパック製品を購入された場合、または同時に複数の製品をご注文いただいた場合は送料が変わる場合があります。

7-2 製品購入

製品購入は、会員登録完了後、バックオフィス(会員様専用ページ)内「store」よりお手続きください。
製品購入時の決済方法は、クレジットカード決済、銀行振込を用意しております。
銀行振込時の振込手数料はお客様負担となります。銀行振込を選択された場合は、振込控えのアップロードをお願いしています。その後、当社にて入金確認処理後に「ご注文完了」となりますので、製品発送までお時間を要することがあります。

8. 『特定商取引に関する法律』に関する重要事項

メンバーとして活動する際に、遵守すべき法律として「特定商取引に関する法律」があり、メンバーの活動は同法でいう「連鎖販売取引」および「通信販売」としての規制を受けます。

8-1. 連鎖販売取引に関する重要事項

「連鎖販売取引」とは、特定商取引に関する法律では「物品の販売もしくは有償で行う役務の提供の事業であり、物品の再販売もしくは役務の斡旋をする者に、特定利益が得られることをもって勧誘し、特定負担を伴う物品もしくは役務に係る取引をすること」となっています。当社ビジネスにおいては「コミッションが得られる可能性があるためメンバーとして登録し、製品を購入してみませんか」と勧誘する行為がこれにあたります。連鎖販売取引では、ビジネスに不慣れな人たちがいることから問題の起こる可能性があり、そのため特定商取引に関する法律でいろいろな規定が設けられています。

(1) 書面の交付(特定商取引法第37条)

連鎖販売取引について契約する場合には、特定負担についての契約を結ぶ前に連鎖販売業の概要を記載した書面(概要書面)を、また契約の締結後は遅滞なく契約の内容を示す書面(契約書面)を交付することが義務付けられています。

概要書面: 連鎖販売取引を行うよう勧誘され、条件とされる特定負担に関する契約を締結しようとするときに、勧誘者等からその契約の締結前に渡される書面のことをいいます。

契約書面: 契約の締結後遅滞なく交付される書面で、契約の内容を確認すると共に、クーリング・オフの起算日ともなる重要なものです。契約年月日については、契約書面と同時に送られる「登録完了通知書」に記載されています。

- (2) 連鎖販売取引における氏名等の明示および勧誘目的を告げること〔特定商取引法第33条の2〕
勧誘(製品説明も含む)に際して、相手方に対し、氏名の明示と共に、あらかじめ以下の内容を伝える必要があります。
- ・当社メンバーであること。
 - ・当社ビジネスについての勧誘であること。
 - ・取扱製品は、健康機器およびその関連製品、栄養補助食品、インターネットその他の通信を利用したテクノロジー製品等であること。

- (3) 禁止行為〔特定商取引法第34条〕
契約の締結や解除等に際して、不正確な情報や強引な行動をとる等、不当な勧誘等に対しては、刑罰の対象として禁止し、取引相手の損害の発生を未然に防止することを図ると共に、行政処分を行うことによりその実効を担保しています。禁止行為を以下に例示します。

重要事項の不告知

製品の種類や内容、返品の条件、契約の解除に関すること、また未成年および学生の登録不可等、勧誘の際に相手方が判断する上で重要なことを告げない場合には「重要事項の不告知」となります。

不実のことを告げる行為

「誰でも必ず儲かる」「当社製品は世界一」等と告げることは、事実と異なるもしくは不適切な行為であり「不実の告知」となります。

威迫・困惑(迷惑)行為

勧誘の際、契約を締結させようとして相手方を威迫したり、または契約解除の申し出に際し、妨害するために相手方を威迫して困惑させるような行為がこれにあたります。

- (4) 誇大広告等の禁止および合理的な根拠を示す資料の提出〔特定商取引法第36条の2〕
著しく事実に相違する表示や、実際より著しく優良である、有利である等と人を誤解させるような疑いのある表現がある場合、合理的な根拠・資料の提出を求められることとなります。当該資料が期日迄に提出されない場合には、違反行為とみなされ、行政処分の対象となります。

8-2. 「特定商取引法」の「通信販売」に関する重要事項

「通信販売」とは、販売業者または役務提供事業者が「郵便等」によって売買契約または役務提供契約の申込みを受けて行う商品、権利の販売または役務の提供のことをいいます。
当社または当社メンバーが、新聞や雑誌、テレビ、インターネット上のホームページ(インターネット・オークションサイトを含む)などによる広告や、ダイレクトメール、チラシ等を見た消費者から、郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等で購入の申込みを受け、行う取引方法をいいます。

- (1) 広告の表示(特定商取引法第11条)
- (2) 誇大広告等の禁止(特定商取引法第12条)
- (3) 未承諾者に対する電子メール広告の提供の禁止(特定商取引法第12条の3、12条の4)
- (4) 未承諾者に対するファクシミリ広告の提供の禁止(特定商取引法第12条の5)
- (5) 前払式通信販売の承諾等の通知(特定商取引法第13条)
- (6) 契約解除に伴う債務不履行の禁止(特定商取引法第14条)
などがあります。上記各事項の詳細及びその他の特定商取引法により表示が必要とされている事項については、通信販売を行う媒体においてご確認ください。

クーリング・オフ

「通信販売」でいうクーリング・オフとは、契約の申込または締結日を含めて8日間は購入者が一切の不利益を被ることなく、無条件で申込の撤回または契約の解除ができる制度です。

9. 当社の社名、商標、その他の特定表示について

「メンバー規約」(セクション3)を参照

10. その他メンバー活動における重要事項

「メンバー規約」(セクション4)を参照

11. 契約解除に関する事項

メンバー登録解除に伴う返品については「メンバー規約」の(セクション7)を参照。

クーリング・オフについては下記の赤字赤枠内を参照。

任意による解除

メンバーはいつでも任意に登録にかかる契約を解除することができます。この解除の効力は将来に向かってのみ生じます。任意に解除する場合、メンバーは氏名その他当社が指定する事項を記入した解除届を当社に提出しなければなりません。任意で登録を解除したメンバーは、解除の効力が発生した日(当社が解除届を受理した日)から6ヶ月を経過するまで新たに登録申請をすることはできません。任意に解除するメンバーは、ダウンラインメンバーについてのすべての権利、メンバーとしての特典およびランクを失います。

当社による強制解除

メンバーが以下の事由のいずれかに該当した場合、当社は契約期間中であっても、当該メンバーの登録にかかる契約を直ちに解除することができます。

- A) メンバー規約その他登録にかかる契約の重要な条項に違反した場合において、その違反が是正することのできない性質のものであるとき。
- B) 前項の違反であって、是正可能なものである場合において、一定の相当な期間内に当社から当該違反を是正すべき旨を要求されたにもかかわらず、期間内に是正をなさないとき。
- C) 特定商取引に関する法律その他登録にかかる業務に関する国または地方自治体の法規または条例に違反し、処罰を受けたとき。
- D) 法人であるメンバーが解散、または破産宣告もしくはこれに類似する集団的債務処理に関する法律に基づく処分を受けたとき。
- E) 国内法に違反する行為、または犯罪等社会秩序に反する行為を行ったとき、および財産状態が著しく悪化し、健全なビジネスの継続が困難になったとき。
- F) 当社および当社製品、また当社メンバーに対する誹謗中傷または虚偽の事実を流布するような行動を行ったとき、および直接・間接的にかかわらず当該行為に関与していることが判明したとき。

クーリング・オフについて

メンバーには、特定商取引に関する法律の定めるクーリング・オフ制度による契約の解除の権利が認められています。メンバーは、特定商取引上の契約の内容を明らかにした書面（契約書面）を受領した日、もしくは製品を最初に受領した日のどちらか遅い日を起算日として20日間以内であれば、本契約を無条件に解除することができます。クーリング・オフ制度による解除の場合は、メンバーが支払った代金等は速やかに返金されるものとし、製品等の返送費用も当社が全額負担することになります。また、当社より損害金や違約金を請求されることはありません。クーリング・オフ制度による解除は書面により行うことができ、契約の解除を行う旨を記載した書面をメンバーが発信したときに契約解除の効力を生じます。

なお、「不実の告知」による誤認、または威迫による困惑で上記期限内にクーリング・オフをしなかった場合には、当社からクーリング・オフができる旨が記載された書面を受領し、その旨の説明を受けた日から20日間が経過するまでクーリング・オフができます。

メンバー規約

セクション1 — はじめに

1.1 — メンバー契約に取り入れられるメンバー規約およびペイプラン

以下のメンバー規約は、Vyvo Network Japan 株式会社（以下、「当社」という）の単独裁量により改定される場合においても、当社メンバー契約の一部となる。かかるメンバー規約の全体にわたり「契約」という用語が用いられる場合、それは総称して当社が定めるメンバー登録書および登録条項、メンバー規約、ペイプラン、サービス条件、その他の条件および文書を指す。各メンバーにおいては、本メンバー規約の最新版を熟読し、その内容を理解し、それらを遵守し、それらに基づいて営業活動を行うことがそれぞれの責任となる。また、新規メンバーのスポンサーになる場合、メンバー契約を締結する前に、登録希望者に当社概要書面を無料で交付し、本メンバー規約、当社ペイプラン、当社製品／権利等に関する最新版を必ず提供する必要がある。

1.2 — メンバー規約の目的

メンバーと当社間に存在する関係を明確に定めるため、また受け入れられるビジネス行動の基準をはっきりと設定するため、当社は本メンバー規約を定めており、原則行動を盛り込んだ文書を定めることができる。当社メンバーには、当社がその単独裁量により随時改定する本規約で規定された条件のすべてを遵守し、当社ビジネスと各自の行動の準拠対象となるあらゆる法律を遵守することが求められる。これらの実務基準の多くに精通していない場合、本メンバー規約および原則行動が盛り込まれた文書を熟読してそれらを遵守することが非常に重要となる。この手引きは、メンバーと当社との関係について説明し、その関係を律する準拠対象である。メンバー規約や規則に関して疑問や嫌疑がある場合、ためらうことなくアップラインや当社から回答を求めること。

1.3 — 本規約の変更

関連法規、条例ならびにビジネス環境は定期的に変わるため、当社は本規約、製品価格およびオポチュニティープラン等を、単独かつ絶対的裁量により改定する権利を留保する。メンバー契約の条件を受諾することで、メンバーは当社が行う改定や変更の受諾にも同意することになる。改定の通知は、当社の公式発表物が当社が妥当とみなす他の方法で発表される。

当社は、以下に示す一手段以上により、改定された規定の全文を全メンバーに提供するか、参照できるようにする。

(1) 当社の公式ウェブサイトへの掲示 (2) 電子メール (Eメール) (3) 当社定期刊行物への掲載 (4) 製品注文への同梱 (5) 特別郵便物

1.4 — 遅延

当社は、その義務履行の遅延や不履行について、かかる履行がその妥当な管理を超えた状況により、商業上の観点から不可能な場合は責任を負わない。そうした状況にはストライキ、労働争議、暴動、戦争、火災、死亡、不可抗力事由、または政府による布告や命令などが含まれる。

1.5 — メンバー規約および規定の可分性

メンバー規約の規定が何らかの理由により無効または執行不能だと裁定された場合、かかる規定の無効箇所だけが分離され、残りの条件および規定は完全な効力を保ち続け、かかる無効または執行不能な規定はメンバー規約の一部ではないものと解釈される。

1.6 — 権利放棄

当社は、メンバー規約ならびにビジネス行動の準拠対象となる該当法の遵守を強要するその権利を決して放棄することはない。当社がメンバー規約に基づく権利や権限を行使しないか、メンバーにメンバー規約の義務または規定を厳格に遵守することを強要しなかったとしても、また、メンバー規約条件と一致しない当事者のいかなる慣行や実務も、メンバー規約の厳格な遵守を要求する当社の権利放棄とはならない。当社による権利放棄は、当社の授権役員による書面のみで有効となる。当社がメンバーによる特定の違反に関して権利を放棄したとしても、それによりそれ以降の違反に関する当社の権利に影響を及ぼしたり、損ねたりすることにはならず、いかなる形であれ他のメンバーの権利や義務に影響を与えない。また、当社が違反から発生する権利の行使を遅延させるか、行使しなかったとしても、その違反やその後の違反に関する当社の権利に影響を及ぼしたり、損ねたりすることはない。

当社に対するメンバーの請求またはそれを裏付ける事実の存在は、当社がメンバー規約の条件や規定を執行する妨げとはならない。

1.7 — 転売、再販等について

Vyvo Network JapanおよびVYVO Internationalでは、当社製品の転売、再販売を禁止しております。特にNFR製品につきましては、その製品の譲渡を含めて禁止されておりますのでご注意ください。

1.8 — NFR[Not For Resale(転売禁止)]について

NFRとはVYVO International が提供する「Not For Resale (転売禁止)」の製品のことで、

VYVO Internationalの製品を自身の楽しみのために使用したいメンバーのために、STORE内の「JAPAN」カートよりご購入いただけるようになっています。しかし、「Not For Resale (転売禁止)」の通り、NFRでご購入された製品は購入者様自身が個人使用の目的で輸入する個人輸入製品となるため、日本国規制により転売は禁止されています。個人でお楽しみいただくために、オプションとして用意しているものですので、日本国内の法律や通信販売のルールとは異なる条件が適用されることがあります。

決済方法

製品購入時の決済方法は、クレジットカード決済、銀行振込(海外口座への送金)を用意しております。

お支払いは一括払いのみです。円建てで決済されます。

銀行振込時の振込手数料はお客様負担となります。銀行振込を選択された場合は、振込控えのアップロードをお願いしています。その後、当社にて入金確認処理後に「ご注文完了」となりますので、製品発送までお時間を要することがあります。

※海外口座への振込のサポートは行っておりません。

送料

送料は、VYVO Internationalサイトをご確認ください。

製品の発送

製品は、製品代金のお支払いが確認された後、海外の物流センターから発送されます。お届け先地域により多少異なりますが、通常7~10営業日で到着します。年末年始、連休前後の時期や天候不良、災害などの特別な配

送事情の下で、お届けが遅れる場合がありますのでご了承ください。

NFR製品のご説明・お取り扱い

個人輸入のためのNFR (Not For Resale) 製品については、集団ミーティングやセミナーにおいて、製品の説明を行うことはできません。個人に対してNFR製品の説明を行うことは可能ですが、以下の規定を遵守してください。

- ・VYVOが提供する印刷物に記載された表現や内容に基づいた説明を行なってください。
- ・合理的な根拠のない説明や、誇大な説明をしてはなりません。
- ・いかなる製品に関しても、医療上の効果・効能があると印象を与えるような説明や製品が特定の病気または疾患に有用であると勧めることは、薬機法(旧薬事法)により禁止されています。

NFR製品については、国内における販売・転売はもちろん、無償での譲渡もしてはなりません。「お試用」などとして渡すこともすべて禁止されています。VYVO Internationalが販売する製品はすべてNFR製品ですので、上記ルールが適用されます。

NFR製品の返品・返金について

VYVO Internationalの返金ポリシーをご確認ください。

大量在庫の購入禁止

VYVOは、コミッションの獲得およびランクの昇格を目的とした不合理な量の製品購入を禁止しています。会員が一度に購入できる製品は、合理的に消費できる分量だけで、それを上回る分量の製品を購入してはいけません。

個人輸入において、個人消費を超える分量の場合は、税関の判断で課税対象となる場合もあります。

セクション2 — メンバーになるために

2.1 — メンバーになるための要件

当社のメンバーになるにあたり、各申請者は以下の通りでなければならない。

- ・自らの年齢が満20歳以上であること。
 - ・自らが日本国籍または日本で就労可能な居住者であること。
 - ・自らが文部科学省の認定校に在籍する学生または公務員でないこと。
 - ・自らが反社会的勢力に関与しておらず、かつ組織的犯罪に関与していないこと。
 - ・自らが成年被後見人、被保佐人または被補助人でないこと。
 - ・自らが連鎖販売取引を理解しており、これに従事する能力を有すること。
- 上記要件を満たしていないものが、会員登録していることが判明した場合、その時点で会員資格の停止し、除名処分となる場合があります。また支払い済みのコミッション等がある場合は返還していただきます。資格停止時点でお支払いすべきコミッションもお支払いできません。

日本国籍をお持ちでない方の場合、「在留カード」等のコピーをご登録後に速やかご提出ください。日本に半年以上の在留期間があり、ビジネス活動が可能な留資格があることが必要です。

※VYVOのメンバーとなれるものは、自身の責任および、日本の法律において会員登録および製品購入の判断・作業ができるものに限られます。

法人登録

法人としてメンバー登録を希望する場合は、当社所定の用紙(法人登録申請書)に代表資格のある役員が必要事項を記入、署名・捺印し、登記簿謄本に記載されているすべての役員が署名・捺印して当社に提出すること。その際、取得して3ヶ月以内の登記簿謄本を添付し、同法人が有効に存続する法人であること、代表者以外の役員が当社メンバーでないことを証明すること。法人としてメンバー登録できる法人は社員数が10名以下の小規模法人であること。

- ・法人登録申請書を使用すること
- ・法人登録は、法人代表者のアカウントとみなされますので、代表者個人の別アカウントを保有することはできません。

日本で設立された営利法人(株式会社・有限会社・合資会社・合同会社)であること。または日本で登記された外国の営利法人であること。また、正しく設立された法人であることを確認できる公的証明書を提出できること。法人の代表権を有する者が、個人登録の条件をすべて満たしていること。

手順

代表者がメンバーとして登録する

- ⇒ 法人登録申請書に必要事項を代表者が記入
- ⇒ 3か月以内の登記簿謄本と共に当社へ郵送
- ⇒ 当社審査後、登録情報を法人格へ切り替え

法人の代表権を有する者が複数名の場合、全員がVYVO登録に同意していることを書面で確認できること。

法人の代表者は個人であること(代表者が複数の場合にはそのすべてが個人でなければなりません)。

2.2 — 製品購入

メンバーには、当社製品を販売または紹介するために当社製品を購入することは求められない。

2.3 — メンバー便益

メンバー登録申請書およびメンバー登録条項が当社により受諾されたところで、ペイプランおよびメンバー契約の便益が新メンバーに提供される。そうした便益には、以下のような権利がある。

- ・当社の製品およびサービスを購入する。
- ・当社ペイプランに参加する(資格がある場合はコミッションを受領する)。
- ・他の者のスポンサーとなり、顧客やメンバーとして当社ビジネスに迎え入れ、

- それにより販売組織を構築し、当社ペイプランで地位をランクアップする。
- ・当社の定期資料および当社からの他の情報を受領する。
- ・当社が主催するサポート、サービス、トレーニング、リコグニション、コンベンションに参加する。
- ・当社がメンバーのために主催する、プロモーションおよびインセンティブのコンテストやプログラムに参加する。
- ・メンバーとして、また当社が定める制限範囲内で、営業活動に関連した目的のみで、当社の名前、画像、商標およびロゴを使用する。

2.4 ウェブ申請

ウェブ申請の場合、概要書面内メンバー登録申請書の『登録申請用番号』を

入力し、当社での承認を受けることで、メンバー資格を取得することができる。

バックオフィス > ビジネス ページ内にある「Register PIN」から「登録申請用番号」を登録することで、「概要書面を受け取り、その内容に同意し、ビジネス活動するご意思があるもの」として判断します。「登録申請用番号」を登録し、当社が契約を承認した方には契約書面を送付しますので、内容を確認していただき大切に保管してください。なお、登録日(=当社との契約締結日)は申請書の投函日および当社への到着日ではなく、当社にて会員登録が承認された日となります。オンラインでご登録いただく場合は、「メンバー登録申請書」を郵送いただく必要はございません。ただし、控えは必ずお手元にて保管ください。

セクション3 — 当社ビジネスを行う

3.1 当社ペイプランの遵守

メンバーは、当社公式資料に定める当社ペイプランの条件を遵守するものとする。

メンバーは、1つのビジネスアカウントのみで事業活動を行うこと。メンバーが別アカウントによって発生するいかなる種類の便益に関する一切のクレームを起こすことのないように、同一人物によって登録されている別アカウントは、直ちに閉鎖すること。

メンバーは、当社公式資料に具体的に定めるもの以外によるシステム、プログラム、販促方法、通信手段によって、もしくはこれらの組み合わせによって、当社への参加機会を供与してはならない。メンバーは、当社公式資料で定めるプログラムから逸脱した方法で、見込み客およびメンバー候補者に対し、当社に加入するように要求し勧めることはできない。メンバーは、当社メンバーになるために、見込み客およびメンバー候補者に対し、当社の正式な契約書や合意書以外の契約書や合意書を締結するように要求し勧めることはできない。同様に、メンバーは、当社公式資料で奨励または義務付けられている購入または支払以外のプランに参加する目的で、見込み客およびメンバー候補者に対し、他の人物から購入し、かかる人物に支払いをするように要求し勧めることはできない。

会員登録には、会員資格を有する紹介者(スポンサー)の推薦が必要です。顧客(Customer)登録の方がビジネスを行う意思がある旨を紹介者の方に伝え、紹介者から概要書面パッカー一式を受け取るようになります。紹介者から概要書面を受領し、書面および口頭にて説明を受けてください。特に以下の重要項目については内容をよく確認し、十分にご理解された上でご登録ください。

(重要事項)

ご登録後、当社への入会を勧めるにあたっては、相手の方に以下の事項を十分に説明してください。

製品の種類、性能、品質などについて / 登録料および製品代金(特定負担) / 特定利益(オポチュニティプラン) / クーリングオフを含む契約の解除 / ビジネス活動にあたっての禁止事項 / その他の規約の遵守 / 『メンバー登録申請書』の本人控えおよび契約書面を申請者本人が保管しなければならないこと

※オンライン登録の場合は「オンライン登録の完了メール」を控えとして保管してください。

決済方法には銀行振込、クレジットカード決済があります。銀行振込の場合は、合計金額を当社指定口座に申請者ご本人のお名前でお振込みいただき、振込控えなどお支払い実績を示すものをバックオフィス > 注文履歴の所定欄にアップロードしてください。

なお、振込手数料はご本人様負担となります。

メンバー登録申請書の「ご申請者様控え」、もしくは「オンライン登録の完了メール」を、大切に保管してください。

当社にて所定の審査・確認後、会員登録が承認されましたら、遅滞なく製品を発送いたします。

3.2 宣伝活動

3.2.1 概要

VYVOにおけるビジネス活動の基本

VYVO ディストリビューター活動は、VYVOから契約書面を交付されることにより、正式に開始することができます。登録した日は仮の登録日として扱われます。仮の登録日以降、「申請用番号」を登録され、当社にて契約書面の発送手配を行った日付をもって、Vyvo Network Japanにおける契約締結日といたします。

VYVO ディストリビューター活動の内容は、製品の自己消費を基本とする購入、リクルート活動やグループの育成などのスポンサー活動、VYVO オポチュニティプラン(コミッションプラン、各タイトルの資格取得・保持など)及びイベント・ミーティングへの参加などです。

すべてのメンバーは、当社およびその製品とサービスの良さを宣伝し、保護するものとする。当社、当社ペイプラン・製品・サービスの広報宣伝は、公益に一致していなければならず、無礼、欺瞞的、誤解を招くような、非道徳的あるいはモラルに反する一切の行為または活動は避けることとする。

当社が提供する製品やサービス、ならびに様々な可能性を宣伝するために、メンバーは当社が提供する製品販売やビジネスサポートのためのセールスエイドおよび資料、または当社のコンプライアンス部による書面による事前承認を受けた資料のみを用いることができる。

当社メンバーは、自ら作成したセールスエイドを他の当社メンバーに販売してはならない。当社から、セールスエイドを自身で作成する承認を得たメンバーは、無償で他のメンバーにそのセールスエイドを供与することはできるが、販売してはならない。

3.2.2 メンバーのウェブサイト

メンバーが自身の事業を宣伝するためにインターネットによるウェブページやSNSを利用する場合には、以下の「ソーシャルメディアに関するガイドライン」を遵守し、特性に配慮することとする。

Vyvoビジネスのためにソーシャルメディアを利用する場合においても、メンバー規約、関連法規等を必ず遵守しなければならない。ソーシャルメディアでは不特定多数に対して簡単に情報を発信することが可能なので、利用に際しては細心の注意が必要である。

ソーシャルメディアに関するガイドライン

注意事項および禁止事項

A) ネーミング

プロフィールの名前、アカウント、ドメインネーム、ページタイトル、その他名称にVyvoの商標、商号、製品名等またはそれに類似した名称を使用することできない。Vyvoビジネスに関連してソーシャルメディアを利用する際には、本名を登録して公開しなければならない。

B) プロフィール

自身の職業に関して「Vyvo」「Vyvo Japan」等、VyvoもしくはVyvo Network Japanと雇用関係があると誤解を与えるような記載はできない。プロフィールには、あくまでVyvoのメンバーであることを明示する必要がある。

C) 個人情報

他のVyvoメンバー、製品愛用者の個人情報を本人の同意なく、ソーシャルメディア上に掲載、公開してはならない。

D) プライバシー設定

ソーシャルメディアをVyvoビジネスへの勧誘や製品販売等に利用する場合には、プライバシー設定を行わなければならない。プライバシー設定をせずに不特定多数が閲覧可能な環境で、以下の行為および情報掲載をすることはできない。

- ・Vyvo社、製品、ビジネス等に関する情報
- ・メンバー登録や製品購入等に関する情報
- ・ペイプランに関する情報
- ・ミーティング、イベント等の情報

なお、見込みメンバーへのビジネス勧誘の際には、必ずアポイントメントを取って、概要書面を無償で交付し、相手と直接会ってVyvoビジネスに関して十分説明しなければならない。

E) 情報

Vyvoビジネスおよび製品等に関する情報はいかなる場合においても、当社が作成し、提供したもの、あるいは事前の申請により当社が承認したものでなければならない。プライバシー設定を行い、閲覧者制限した環境においても同様である。

F) ネガティブ コメント等への対応

自身もしくは第三者が運営するソーシャルメディアに悪質なユーザーから不適切で根拠のないコメントが書き込まれた場合には、静観することが効果的な対応である。コメントを返すことでかえって無用な注目を浴びる結果になってしまう可能性がある。

3.2.3 ドメイン名

メンバーはインターネットのドメイン名を作るにあたり、当社の商号、商標、サービス名、サービスマーク、製品名、またはそれに由来する一切のものを使用、もしくは登録しようとしてはならない。

3.2.4 商標権および著作権

具体的かつ明確に記載された書面による事前承認がなければ、当社は当社メンバーを含め、いかなる人物による当社商号、商標、デザイン、シンボルの使用も許可しない。メンバーは、書面による明確な当社の事前承認がなければ、当社のイベントや講演の録音資料を販売用に製作してはならない。また、当社が製作したオーディオ・ビデオテープによるプレゼンテーションの一切の録音を販売目的または個人的使用目的で複製してはならない。

メンバーは、当社に直接であれ間接であれ悪影響を及ぼす恐れのある行為または不作為を犯す目的で、メンバーとして所持している資料を使用してはならない。また、事業活動において得た情報を使用してはならない。

3.2.5 メディアおよびメディアからの問い合わせ

メンバーは、当社、当社製品とサービス、自身が行う独自の当社事業に関して、メディアからの問い合わせに回答しようとしてはならない。かかるメディアからの一切の問い合わせは、すみやかに当社に照会すること。本メンバー規約は、確実に正確かつ一貫した情報ならびに世間一般の適切なイメージが公にされるために策定されたものである。

3.2.6 迷惑メール

スパム対策法やグローバルな国際規制を含めた適用法規制に厳格に遵守しているものでない限り、メンバーが未承認広告メールを送信することを

当社は許可していない。メンバーは、かかる規制に拘束されることに同意するものとする。

当社、当社製品およびサービスを宣伝する目的でメンバーが送付する電子メールは、すべて以下に遵守しているものとする。

- ・送信者に返信対応できる電子メールアドレスであること。
- ・メールによる勧誘や連絡は今後送信しないように依頼する（オプトアウト通知機能）ために、受信者に「返信可能な電子メールアドレスである」と、メール内に通知すること。
- ・送信メッセージは、宣伝または勧誘であるとはっきりわかるように明示すること。
- ・欺瞞的表題や虚偽のヘッダー情報の使用は禁止されている。
- ・電子メールであれ郵便であれ、受信したオプトアウト要請はすべて引き受けること。電子メール受信者からオプトアウト要請を受けた場合は、メンバーは当社に対し、オプトアウト要請を転送すること。

3.2.7 迷惑ファックスおよび電子メール

本セクションで定められている場合を除き、メンバーは、自身の当社事業活動に関して、未承認広告ファックスの送信もしくは自動電話ダイヤルシステムの使用をしてはならない。「自動電話ダイヤルシステム」とは、以下の機能をもった機器のことをいう。(a) ランダムまたは連続番号の生成機器を使用し、かける電話番号を作成し記憶するもの (b) かける番号に電話をかけるもの。「迷惑ファックスおよび電子メール」とは、それぞれファックスや電子メールを通じて、他者あてに当社、当社製品、ペイプラン、その他当社に関する内容を広告宣伝する一切の資料や情報を送信することをいう。ただし、これには以下のファックスおよび電子メールは含まないこととする。(a) 事前にその人物の明確な招待や受諾があった相手あてへの送信 (b) メンバーがその人物とビジネス関係を構築しているもしくは個人的関係がある場合の送信。

「ビジネス関係を構築している、もしくは個人的関係がある」とは、メンバーとその人物との間で、自発的な相互コミュニケーションによって過去に構築された、もしくは現在構築されている、以下に基づいた関係をいう。(a) かかるメンバーが提供した製品に関するその人物からの問い合わせ、申し込み、購入、取引 (b) 個人的関係もしくは家族関係で、その関係が打ち切られていないもの。

3.3 コミッション目的売買の禁止

コミッション目的売買は無条件かつ厳格に禁じられている。「コミッション目的売買」とは、以下を含む。(a) 個人または法人によるメンバー登録申請および契約締結を行わずに、かかる個人または法人を加入させること (b) メンバーや顧客として個人または法人をだまして加入させること (c) メンバーや顧客として存在しない個人または法人を加入させること、もしくは加入させようと試みること (d) コミッションの資格を得る目的で、他のメンバーや顧客に代わって、もしくは他のメンバーのユーザーネームや顧客の名前等を使って当社の製品やサービスを購入すること (e) 合理的に使用することができないほど過剰な量の製品やサービスを購入すること (f) 上位昇進、インセンティブ、褒賞、コミッション、コミッションの資格を得るために、最終消費者が正当に購入した製品やサービスによってもたらされたものではない、別の方策や策略を用いること。

3.4 スポンサー・ポジションの変更

3.4.1 スポンサーの変更

メンバーは、自身の当社事業を取りやめ、6ヶ月間活動しない状況を維持する場合（再販目的による当社製品の購入をしないこと、当社製品を販売しないこと、スポンサーをしないこと、当社のいかなる会合にも参加しないこと、別形態のメンバー活動に従事しないこと、当社のその他の事業活動に関与しないこと）に限り、合法的に組織を変更することができる。

3.4.2 — ポジションの変更

ポジション変更については、下記の条件を満たした場合のみ可能となる。

- ・ポジション変更するメンバーの傘下に登録がないこと
- ・直スポンサー(紹介者)からの依頼であること
- ・ポジション変更をするメンバーが未購入であること、もしくは購入後、コミッションピリオド(日曜夜23:59シンガポール時間)を超えていないこと(コミッションが集計されていない)。

3.5 — 無認可の請求および行為

3.5.1 — 免責

メンバーは、当社公式資料に明確に記載されていない当社製品、サービス、ペイプランに関して行う一切の口頭および書面による説明に、自身で全面的に責任をもつものとする。メンバーは、メンバーによる無認可の説明や行為の結果として当社が被る裁判、民事制裁金、払い戻し、弁護士費用、訴訟費用、ビジネスの損失を含めた一切の責任について、当社、社員の役員、従業員、代理店を免責し、損害を与えないことに同意する。本条項は、メンバー契約の終了後も有効に存続するものとする。

3.5.2 — 収益請求

見込みメンバーへの勧誘に熱心になるあまり、メンバーの中には時折ネットワークマーケティングがもつ固有の影響力を示すために、収益の請求や報酬の代理を行うと持ち掛ける者がいる。こうした行為は、登録して結果が出ない場合に新規メンバーがすぐに落胆することになり、逆効果である。

メンバーは自身または他者の報酬を開示することは有益であると考えているが、法で定められている適切な開示でない限り、こうしたアプローチは当社ならびにメンバーに悪影響を及ぼす法的効果をもたらす。メンバーが見込みメンバーに当社の事業機会やペイプランを提示、説明する際に、収益の予測と請求、あるいは自身の全世界における収益の開示(銀行取引明細や納税記録の提示を含む)はできないからである。

本条項に明記されている全内容に反するいかなる行為も、メンバーが単独で責任を負うものとする。

3.6 — 利益相反

3.6.1 — 勧誘の禁止

当社のメンバーは、他のネットワークビジネスに自由に参加できる。ただし、他のネットワークビジネスへの参加が当社の適切な事業開拓と利益相反の関係にならないものである場合、参加によって当社にいかなる種類の損害をも負わせない場合に限る。

いかなる場合も例外なく、プレジデント以上のランクにいる者は、無条件に他のネットワークマーケティング会社に参加することはできない。プレジデント以上のランクにいる者は、直接であれ間接であれ、他の当社メンバーや顧客に対し、他のいかなるネットワークビジネスへの参加も勧誘することはできない。

メンバーが上記記載の禁止事項のいずれかの行為をした場合、当社は事前通知なく独自の裁量で、現地位を即時解除する権限を有する。

さらにメンバーとの個別契約が解除される場合には、当該メンバーは当社事業に参加することができず、現地位解除後の6ヶ月は新たな地位に拘束されることとなる。契約解除後の元メンバーは当社メンバーの参加を募る活動は認められない。

3.6.2 — 他社の製品やサービスの販売および宣伝

メンバーは、当社以外のいかなるプログラム、製品、サービスも当社メンバーや顧客に販売もしくは販売しようとしてはならない。価格や品質、その他識別可能な部分に相違があるかないかにかかわらず、当社の製品やサービスと同種のカテゴリーとなるいかなるプログラム、製品、サービスも、競合製品とみなされる。

VYVO ビジネスメンバーは、自分のダウンラインまたは他のグループの VYVO ビジネスメンバーに対し、当社以外の製品販売やビジネスの勧誘・その他金銭の要求を目的とした働きかけを行うことはできません。この「働きかけ」には、製品販売のみならず、政治、宗教、ビジネス・教育を含むあらゆる範囲の行動が含まれます。

3.6.3 — メンバーによる他の直販プログラムへの参加

メンバーが当社以外のネットワークビジネスに関与する場合、自身の当社事業は他のネットワークビジネスとは完全に分離して別々に活動しているということを確認するのはメンバーの責任である。これを行うためには、以下を遵守すること。

- ・メンバーは、当社以外の販促資材、販売キット、製品またはサービスがあるところと同じ場所で、当社の販促資材、販売キット、製品またはサービスを展示してはならない。

- ・メンバーは、既存客または見込み客、見込みメンバーに対し、当社以外のプログラム、ビジネスチャンス、製品またはサービスと同時に当社への参加機会、製品またはサービスを提供してはならない。

- ・メンバーは、当社関連の会合、セミナー、コンベンションにおいて、もしくは当社のイベント開催地から2時間以内および半径8キロ以内の場所で、当社以外のいかなる製品、サービスも販売することはできない。当社関連の会合が電話もしくはインターネットを通じて開催される場合、当社の会合の少なくとも前後2時間は当社以外の会合を開催してはならず、その会議用の電話番号もしくはインターネットのウェブアドレスは当社のもとは異なるものでなければならない。

3.6.4 — ダウンラインツリー(組織図)

メンバーは、公式ホームページのバックオフィスにおいてダウンラインの利用が可能である。メンバーのダウンラインへのアクセスは、パスワードで保護されている。一切のダウンラインならびにそこに記載の情報は、機密事項であり、当社が所有する専有情報および事業上の企業秘密を成すものである。ダウンラインは、極めて機密にメンバーに提供されるものであり、自身が当社事業を開拓する上で各ダウンライン組織を活かしたいというメンバーをサポートする目的のみで利用可能となる。メンバーは、ダウンラインをダウンラインメンバーの支援、動機付け、教育のために利用するものとする。守秘義務および機密保持に関する本合意を除き、当社はダウンラインをメンバーに提供しないということに、メンバーおよび当社は同意する。メンバーは、自らのために、もしくは他者、パートナーシップ、団体、法人、他の組織のために、以下をしてはならない。

- ・直接であれ間接であれ、ダウンラインツリーに含まれるいかなる情報をも第三者に開示すること。

- ・直接であれ間接であれ、自身のダウンラインツリーのパスワードを開示すること。

- ・自身の当社事業を促進する以外の目的で、情報を利用すること。

- ・ダウンラインレポートに記載の当社のメンバーまたは顧客を勧誘すること、もしくはいかなる方法であれ、当社との事業関係を変更させるために、当社の見込みメンバーまたは見込客を誘導しようと試みること。

- ・ダウンラインツリーに含まれる情報を他者、パートナーシップ、団体、法人、他の組織のために使用または開示すること。

当社の要求に応じて、現メンバーまたは元メンバーはダウンロードツリーの出力および一切のコピーを当社に返却すること。

当社は自らの裁量で、上記記載の違反が発見されたそれぞれの実際の状況に応じて、解決すべき方法とタイミングで追跡する権限を有する。

3.7 ー 他の直販ネットワークマーケティング会社をターゲットにすること

当社は、当社の製品やサービスを販売するために、もしくは当社のメンバーにするために、他のネットワークマーケティング会社の販売員を特別に意図的にターゲットにするメンバーを容認しない。ならびに、当社は、他のネットワークマーケティング会社のメンバーに対して、かかるネットワークマーケティング会社の契約条件に違反するようなメンバー勧誘活動を行うメンバーも容認しない。メンバーがかかる活動に関与した場合には、当該メンバーは他のネットワークマーケティング会社から訴えられるリスクを負う。

他のネットワークマーケティング会社から当該メンバーや顧客を勧誘する不適切な活動にかかわったと申し立てる訴訟、仲裁、調停がメンバーに対して起こされた場合には、当社はその弁護士費用や裁判費用を一切支払わないし、当社は一切の判決、裁定、調停からメンバーを保護しない。

3.8 ー クロスポンサリング

クロスポンサリングに該当すること、またはクロスポンサリングに該当しそうなことは厳格に禁止されている。「クロスポンサリング」の定義とは、すでに当社とメンバー契約を締結している個人や法人、もしくは前の6ヶ月以内にスポンサーの異なるランクで当社と契約を締結した個人や法人を勧誘することである。配偶者や親族の名前、当社商標名、経営学博士の肩書、偽名、偽の企業名、パートナーシップ名、マイナンバー、およびメンバー規約を回避する偽のユーザーネームを使用することは禁止されている。メンバーは、別のメンバーのネットワーク組織の系列になるために他のメンバーを勧誘しようとして、別の当社メンバーを貶める行為、信頼を落とす行為、名誉を棄損する行為をしてはならない。

万一、クロスポンサリング行為が発見された場合には、速やかに当社はかかる事案に注視することとなる。当社は、組織を変更したメンバーならびにクロスポンサリングを奨励したまたは参加したメンバーに対して、懲戒処分を行うことがある。当社がそれを実施することが公平でふさわしいとみなした場合には、当社は違反したメンバーのダウンラインのすべてまたは一部をその者の基になるダウンライン組織に移管することもある。しかし、当社はクロスポンサリングを行ったメンバーのダウンライン組織を移管する義務を有せず、組織の最終的な処分は、当社の独自の裁量に委ねられる。

メンバーは、クロスポンサリングを行ったメンバーのダウンライン組織の処分に関して当社に対する一切の申し立て権や訴権を放棄するものとする。

3.9 ー 誤りまたは疑問

メンバーがコミッション、手数料等に関して疑問がある場合、もしくはかかる点に関して誤りがあったと思われる場合、当該メンバーは、疑問を持った日もしくは誤りと思われる点がわかった日から60日以内に、書面で当社に通知するものとする。メンバーは、本文書で定めている期限を超えて、当社に対しいかなる請求もすることはできない。

当社は、60日以内に当社に報告されないいかなる誤り、漏れ、問題に関しても責任を負わない。メンバーは、疑われる誤りや問題に関して、決められた期限通りに連絡をしたと実証するものとする。

いったん当社が誤りや問題に関する通知を受け取ると、当社は必要時間をかけて適切に調査し、調査結果を適宜メンバーに連絡する。

3.10 ー 政府の認可または承認

すべての国、行政機関、地方自治体が、直販またはネットワークビジネスの企業やそのプログラムを認可または承認もしているわけではない。よって、メンバーは、当社やそのペイプランが「国や行政機関から認可または承認」をされているというような説明もしくは暗示をしてはならない。

3.11 ー ユーザーネーム

メンバーは製品注文時、ならびにコミッションを調べる際に、個人を特定できる独自のユーザーネームを自身で作成するものとする。

3.12 ー 所得税

メンバーは、個人メンバーとして発生したすべての所得に対し、所得税法その他の税法に基づく租税申告および納税義務の責任を負うこと。

3.13 ー メンバーのステータス

メンバーは個人、法人にかかわらず、すべて独立した事業主であり、当社の従業員、代理人、法定代理人またはフランチャイジー等には該当しない。メンバーは自己の事業について完全な自己責任を負い、関連法規、諸条例を遵守する責任を負う。

メンバーは(明示的であれ黙示的であれ)当社をいかなる義務で拘束する権限を有しない。各メンバーはメンバー契約の条件、メンバー規約、適用法に遵守している限り、自身の目標、活動時間、販売方法を独自に設定するものとする。

当社の名称ならびに当社が採択する可能性のあるその他の名称は、当社が所有権を有する商号、商標、サービスマークであり、それらは適用法で保護されている。

かかる商標自体は、当社にとって大きな価値のあるものであり、明示的に公認された方法によってのみ使用できるものとしてメンバーには提供される。当社が製造していない、いかなる製品にも、当社の名称を使用することは、禁止されている。

独立した当社メンバー

すべてのメンバーは、電話を受ける際に「Vyvo Network Japanです」「Vyvo Network Japan社です」と返答することはできないし、発信者が当社の法人事業所に電話したと信じてしまうことにつながるような他のあらゆる方法で応対することもできない。さらに「Vyvo Network Japan」と書かれた署名付き電子メールを送ってもならない。

3.14 ー 法令および条例の遵守

メンバーは、自身の事業を進める上で、特定商取引に関する法律他関連法規及び地方自治体の関連条例を遵守しなければならない。メンバーは、自らこれらの法令を完全に遵守することに責任をもつことに同意する。条例が自身に適用されると、行政当局がメンバーに連絡してきた場合には、メンバーは丁寧な協力することとし、速やかに当社のコンプライアンス部に連絡をすること。

公式に当社が展開していない国や地域においては、当社の製品を販売または宣伝し、事業参加機会を広報することができない可能性がある。どの国で活動を行うかという点に関する質問があれば、当社カスタマーサービスまで連絡すること。

3.15 — メンバーの直系親族の行動

当社メンバーの直系親族の誰かが、メンバーが行う活動においてメンバー規約のいずれかの条項に違反するような行為に関与した場合には、かかる行為はメンバーによる違反と判断され、当社は独自の裁量で、メンバー規約に従ってメンバーに対して何らかの法的措置を講じる場合がある。同様に、企業、パートナーシップ、他の組織をメンバーとしている場合の各個人（総称して「組織としてのメンバーに所属する各個人」という）が何らかの方法でメンバー規約に違反した場合には、かかる組織によって違反されたものと判断され、同様の法的措置を講じ、かつ当社はかかる組織に対し懲戒処分を行う場合がある。

3.16 — メンバー資格の移転または譲渡

メンバー資格の売却、移転または譲渡には一定の制限が課せられている。メンバー資格の売却、移転または譲渡を希望する場合には、以下の基準を満たさなければならない。

当社に申請し、承認を受けることが条件となります。

- 1) メンバー資格の売却、移転または譲渡は同一ライン上でなければならない。
- 2) 買主または譲受人は、当社メンバーとしての資格を有していなければならない。買主または譲受人がすでに当社メンバーである場合には、まず自身のメンバー資格を解除し、新たなメンバー資格の所有権を得るまでに6ヶ月待たなければならない。
- 3) 売却、移転または譲渡に関する当社からの承認が完了する前に、売主のメンバーが当社に対して負う債務は完済されなければならない。
- 4) 売主のメンバーは、当社事業を売却、移転または譲渡する資格を得るために、優良メンバーとしてメンバー規約のいかなる条項も違反してはならない。
- 5) メンバーは、直接であれ間接であれ、当社の名前とイメージを汚すような行為を行わないことに同意する。

メンバー資格を売却する前に、売主のメンバーはメンバー資格売却の目的を当社に通知しなければならない。メンバー資格の売却または譲渡の結果、スポンサーシップのラインが変更されることはない。

3.17 — 当社事業の分離

当社メンバーは、夫婦によるパートナーシップ、通常のパートナーシップ、企業体として自身の事業を運営する場合がある。このようなケースで、離婚による婚姻関係の終結もしくは企業体またはパートナーシップ（以下、「組織体」という）の解消が起きた場合には、アップラインおよびダウンラインの事業の収益や利益に悪影響を及ぼさないように、事業の分割や分離が完了していることを確認する手配がなされなければならない。分離した組織体が適時に他のメンバーならびに当社に最大利益をもたらすことができない場合には、当社はメンバー契約を不本意ながら解除する。

3.17.1. 両者のうちの一方は、他方の同意を得た上で、所有権を放棄する配偶者、資金支援者、パートナー、または受託者が、直接かつ単独で事業をするのはもう一方の配偶者、所有権を放棄しない資金支援者、パートナーまたは受託者であるということを当社から承認された文書に記載の任務事項に従って、当社事業を運営すること。

3.17.2. 両者は「これまで通り」に一緒に当社事業を運営することを継続するかもしれないが、当社から支払われる一切の報酬は、離婚申請または組織体の解消手続き前に存在していた状態に従って支給される。いかなる場合であっても、離婚する配偶者または解消する組織体のダウンライン組織は分割されない。同様に、いかなる場合であっても、当社は離婚する両配偶者間または解消する組織体のメンバー間でコミッション分割は行わない。当社は、ダウンライン組織は1つの存在しか認めておらず、

各コミッションサイクルにおける当社事業に対して1つのコミッションのみ支給している。コミッションは、常に同一の個人または組織体に支給されることになっている。離婚または解消手続き中の組織体の両者が事業のコミッションならびに所有権の譲渡に関する紛争を当社で決められたように適時に解決できない場合には、メンバー契約は不本意ながら解除される。

前配偶者が離婚によって元々の当社事業に関する一切の権利を完全に放棄した場合には、当該者は6ヶ月を待つことなく、それ以降は自身が選ぶいかなるスポンサーのもとでも自由に参加することができる。事業体の解消の場合、事業の利権を保有しない前パートナー、資金支援者、メンバーまたは他の組織のメンバーは、メンバーとして再加入する前に最終解消日から6ヶ月間は待たなければならない。しかし、いずれの場合も、前配偶者またはパートナーは、前組織内のメンバーまたは前販売顧客に対し取引する権利を有しない。他の新規メンバーが行うような方法で、新たなビジネスを開拓しなければならない。

3.18 — 勧誘行為

メンバーは、当社の各種文書、メンバー規約で明記されているように、他者を当社に加入させる権利ならびに他者のスポンサーとなる権利を有する。見込み客や見込みメンバーは、それぞれ自身のスポンサーを選択する最終権限を有する。2人のメンバーが同一の見込み客や見込みメンバーのスポンサーになると主張する場合には、当社は最初に受理した申請書を提出したメンバーに優先権があるとみなすこととする。メンバーおよび顧客は、異なる2つのスポンサーから支援を受けてはならない。

3.19 — 継承

メンバーの死亡や資格喪失の場合には、かかるメンバー資格はその継承者に引き継がれる。適切な法的文書を当社に提出し、移管は適切であることを証明しなければならない。状況に応じて、メンバーは、遺言状またはその他の遺言文書の準備に向けたサポートをしてくれる弁護士に相談すること。遺言状またはその他の遺言文書によって当社事業が移管されればいつでも、相続人/受取名義人は死亡したメンバーのダウンライン組織による一切のコミッションを受け取る権利を得ることができるが、以下の必要条件を満たす場合に限る。

- ・メンバー契約を締結すること。
- ・本規約の条項を遵守すること。
- ・死亡したメンバーの地位に留まるためのすべての必要条件を満たしていること。
- ・本セクションに従って移管される当社事業のコミッションは、相続人/受取名義人が有する単一の取引口座に支払われること。相続人/受取名義人は一切のコミッションが送金される、金融機関の口座番号等の情報を当社に提出すること。
- ・事業が受取名義人に遺贈される場合には、受取名義人は組織体を形成し、必要なユーザーネームを取得すること。当社はかかる組織体に一切のコミッションを支給する。

メンバーの死亡後もしくは企業の清算後、法律上であれ血縁関係上であれ、いかなる人物からも死亡したメンバーまたは清算した企業がもたらした権利と義務の移管に関する申請がなされなかった場合には、かかる権利と義務は当社により直接管理される。したがって、6ヶ月以内の対応が条件となる。

3.19.1 — メンバーの死亡による移管

遺言書による当社事業の移管を実行するためには、相続人/受取名義人は当社に以下の文書を提出しなければならない。(1) 死亡証明書の原本 (2) 当社事業に関する相続人/受取名義人の権利を証明する遺言状またはその他の遺言文書（公証を受けた控え） (3) 記入が完了し署名されたメンバー登録書。ただし、相続人/受取名義人は申請過程で当社に申請を受領されていることが必要で、照合できる適切な身分証明書が提出されなければならない。

3.19.2 ー メンバーの資格喪失による移管

資格喪失によるメンバー資格の移管を完了するためには、受託者は当社に以下の文書を提出しなければならない。(1) 受託者として指名されたことを示す文書(公証を受けた控え)(2) 当社事業を運営する受託者の権利を証明する信託文書またはその他の書類の公証を受けた控え(3) 受託者が記入を完了し署名したメンバー登録書

必要書類は、常に当社が定める方法およびタイミングで提出されるものとする。

3.19.3 ー 個人情報の取り扱い

当社は、メンバーの個人情報(氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレス、金融機関口座番号、ユーザーネーム、ランク、製品購入履歴、ポイント等)を善良な管理者としての注意義務をもって、漏洩、改ざん、流出がないよう厳重に保存・管理する。また、以下の場合を除いては第三者にメンバーの個人情報を開示しない。なお、メンバーは、以下の場合に開示されたメンバーの

個人情報に誤りがある場合は、事実を証明する書類等を提出した上で情報訂正の請求をすることができる。

また、以下の場合以外にメンバーの個人情報が利用または提供されている場合は、情報の利用停止を請求することができる。

- A) 守秘義務契約を締結している業務委託先に対し、当社から各種通知書類、報告書、案内書等をメンバーに送付する目的に必要な情報を提供する場合。
- B) アップラインメンバーに対し、当社がビジネス上必要と判断して情報を提供する場合。
- C) 警察、裁判所またはこれに準じた権限を有する機関から法令に基づき情報の開示を求められた場合。

3.20 ー 会員資格の再登録

会員は、会員登録の辞退(自主解約)、『解約に伴う返品』などの理由によって会員資格を失効した場合、6か月間は再登録ができない。但し、クーリングオフおよび当社による強制解約を含む除名によって会員資格を失効した場合は、再登録はできない。なお、再登録の場合、新たなポジションでの会員登録となる。

セクション4 ー メンバーの責務

4.1 ー 特定商取引に関する法律の遵守

4.1.1. 当社およびメンバーが行う活動は、消費者保護および流通の適正化を目的とする特定商取引に関する法律、および消費者の権利の確立を目的とする各都道府県の消費生活条例等によって規制されている。メンバーは、健全なビジネスの遂行と発展のために、勧誘に先立ち、あるいは勧誘に際し、以下を遵守しなければならない。

- A) 必ず氏名を明示し、当社の概要およびシステム、製品等を説明し、特定負担を伴う取引の契約の締結について勧誘する目的であることを伝え、かつVyvo Network Japan概要書面一式を契約締結前に必ず無償で交付し、その内容を説明することとする。特に、クーリング・オフに関しては、理解できるよう必ず口頭で説明しなくてはならない。
- B) 特定利益が確実に得られると誤解させるような断定的判断を提供してはならず、また、高収入が得られる等として執拗に勧誘してはならない。
- C) 製品購入の意思のない人やメンバーになる意思のない相手方に対し、威迫したり困惑させるような表現や行為をしたりしてはならない。
- D) 製品の種類およびその品質、特定利益、特定負担、契約解除、その他相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について故意に事実を告げず、または不実のことを口頭でも書面でも一切告げる行為をしてはならない。取引に関する重要事項は必ず相手方に説明し理解を得なければならない。
- E) 販売目的や勧誘目的等を明示せずに、自宅等公衆の出入りする場所以外での説明会、セミナー、会合等に勧誘してはならない。
- F) 道路その他公共の場所で執拗につきまとう等迷惑をかけるような行為をしてはならない。
- G) 登録申込等の際、製品を無理やり使用させたり、消費させたりしてはならない。
- H) 架空名義での購入や名義の貸借をしてはならない。また、製品購入代金の立替や融資の紹介、斡旋をしてはならない。

4.1.2. メンバーは、登録の解除を望む相手方に対して、登録解除を妨げるような行為をしてはならない。

4.1.3. 虚偽、誇大と疑われる表現および勧誘等が判明した場合、「不実の告知」に該当するか否かの判断のため、合理的な根拠を示す資料を提出しなくてはならない。なお、一定期間内に提出されない場合には、「不実の告知」とみなされ行政処分の対象となる。

4.2 ー 住所、電話ならびにEメールアドレスの変更

当社からの製品、コミッション、発表・連絡等をタイムリーに受け取るために、メンバー登録情報は最新のものであることが極めて重要である。転居や各種変更を予定しているメンバーは、自身の新しい住所および電話番号、Eメールアドレス等を遅滞なくカスタマーサービスに届けなければならない。変更にあたっては2週間前の事前通知が必要である。

4.3 ー 継続的な開拓の義務

4.3.1 ー 継続的トレーニング

当社に登録するメンバーのスポンサーとなるメンバーは、ダウンラインメンバーが当社の事業を適切に遂行すべく、誠実に透明性高くトレーニングを通して善良なる支援を果たし、ダウンライン組織に所属するメンバーと継続的な接触と交信を保持しなければならない。そのような接触や交信の例としては、ニュースレター、書簡、個人的な会合、架電、ボイスメール、電子メール、およびダウンラインメンバーを伴った当社会合、トレーニングやその他の催しへの参加等が含まれる(上記に限るものではない)。アップラインメンバーは、当社の製品知識、効果的な販売テクニック、当社ペイプラン、ならびに当社メンバー規約の遵守について新しいメンバーを動機づけ、養成する任を負う。ただしダウンラインメンバーとのコミュニケーションやトレーニングはセクション3.2(メンバー自らが作成した販売サポートキットや販促資料の開発に関して)に違反してはならない。

メンバーは、ダウンラインメンバーが当社の製品や事業ビジネスに対し不当な要求を行ったり、違法行為や不適切行為に携わらないように、ダウンライン組織のメンバーを監視しなければならない。要請に応じて、各メンバーはスポンサーとしての責務の継続的履行について当社に証拠書類を提供できるようにしておかななければならない。

4.3.2 ー トレーニングの責任

様々なレベルの職責を経験することにより、メンバーは販売テクニック、製品知識、および当社プログラムへの理解をより一層深めることとなる。アップラインのメンバーはその知識をダウンライン組織の不慣れなメンバーに分かち合うよう求められる。

4.4 ー 誹謗中傷の禁止

当社はメンバーに対して最良の製品、ペイプランおよびサービスを提供したいと願っており、従って、建設的な批評や意見を勧奨する(そのような意見があれば当社カスタマーサービスまで連絡すること)。

当社は建設的な意見を歓迎するが、当社、当社製品、あるいはペイプランについてのメンバーによる否定的な意見や所見は、他の当社メンバーの意欲を削ぐこと以外の何ものでもない。このため、またダウンラインメンバーの良い例とするため、メンバーは当社、他の当社メンバー、当社製品/サービス、ペイプラン、あるいは当社の役員、オフィサーや従業員について誹謗中傷する、貶める、あるいは否定的な所見を述べることを行ってはならない。

4.5 — 申請者への書類提供

スポンサーはメンバー登録希望者に概要書面を無償で交付し、製品の購入義務がないこと、メンバーになることにより当社から何らかの報酬を確実に受け取ることを期待できないこと、その他メンバー規約、ペイプラン等を十分理解できるように説明しなくてはならない。

4.6 — 規約違反報告

他のメンバーの規約違反を発見したメンバーは当社コンプライアンス部門宛に違反についての書面報告を提出のこと。報告書には日時、発生回数、当事者名および根拠資料といった事実の詳細を記入のこと。

世界のすべてのメンバーの共通の利益を保護するため、当社は自らの裁量で報告された違反に対して応分の対策を講じる権利を留保する。

4.7 — 受け取りが完了していない製品の取り扱いについて

ご本人様の都合（長期不在・移転など）によって製品を受け取れず、当社に返送された製品は、ご本人様より連絡があるまで（発送日から30日以内に限る）当社にてお預かりいたします。

再配達を希望される場合は、以下の通りお手続きください。
再配達手数料（1,700円）をお振込の上、当社までご連絡ください。振込手数料はご本人様負担となります。なお、「発送日より30日以内」に製品の受け取りがなかった場合は返金処理となり、製品代金から返品手数料として1,000円を差引いた金額を返金いたします。その際は、事務手数料（800円）を差引いてお振込いたします。

※お振込先口座をお知らせください。ご回答がない場合ご返金は保留とさせていただきます。
※クレジットカード返金をご選択の場合、当社指定の金額をお振込みいただいた後、決済金額をクレジットカードに返金いたします。
※配送会社の手続き上、製品を別のご住所へ「転送」する場合にも手数料がかかる場合があります。住所を変更された場合は、お早めにお手続きください。

お振込先口座情報

銀行名（銀行コード）：みずほ銀行（0001）
支店名（支店コード）：新宿新都心支店（209）
預金種類：普通預金
口座番号：3113449

口座名義：Vyvo Network Japan株式会社

口座名義（カナ）：ヴィーボ ネットワーク ジャパン（カ）

※OTG用の銀行口座です。NFRに関する一切の入金をされないようお願いします。NFRと思われる入金はすべてご返金いたします。返金の際は事務手数料（800円）を差し引いた金額をお振込みいたします。

初回製品の受け取りが完了していない場合の取り扱いについて
ご注文された初回製品を「受取拒否された場合」および「発送日より20日以内」に受け取りがなされなかった場合は『解約に伴う返品処理』が適用され、会員資格を喪失します。

この場合、通常の返金規定に従って返金致しますので、100%返金とはならない可能性があります。

製品代金から返品手数料として1,000円を差引いた金額を返金いたします。その際は、事務手数料（800円）を差引いてお振込いたします。

※お振込先口座をお知らせください。ご回答がない場合ご返金は保留とさせていただきます。

※クレジットカード返金をご選択場合、当社指定金額をお振込みいただいた後、決済金額をクレジットカードに返金いたします。

4.8 — サブスクリプション自動更新（オートシップ）の変更・停止および再開

自動更新の内容は、ご本人様の希望によって変更（製品変更・停止・再開）することができます。その場合、毎月の決済日の3週間前までに、バックオフィス>プロダクト>マイ サブスクリプションよりご本人様によるご変更手続きをお済ませください。

手続きが間に合わなかった場合は、翌月からの変更となり、製品の返品・交換および代金の返金には応じられません。

なお、サブスクリプションの内容が変更された場合、それ以降の月も変更された内容が継承されます。

以下のいずれかの場合は、自動更新の継続を停止させていただきます。

- ・ご本人様都合（長期不在や移転など）により、指定日に出荷した製品を「2週間以内」に受け取れなかった場合。
- ・自動引落が4回連続で決済できなかった場合。

4.9 — キャンセルや返品に伴うコミッション支払いに関する取り扱い

コミッション支払い後に、グループ内で製品のキャンセルなどが発生した場合には、その製品のポイントまたはコミッション分を次週の実績からマイナス計上いたします。その際、コミッション支払明細にマイナスが生じた場合には、その不足分を当社指定口座までお振り込みいただけます。本人自身が製品の返品・退会・クーリングオフを行い、その製品の購入があった週のコミッション取得権利が失われた場合、その期間内に取得したコミッションは全額返金していただきます。当社から別途通知する文書に記載された期日までに、当社指定口座までお振込にて返金していただくものとします。

また、上位ランクへの昇進を達成するために、メンバーは当社ペイプランに記載された個人別必要売上高を満たす必要がある。「個人別売上高」は、メンバーによる購入やメンバーの顧客による購入も含まれる。

セクション5 — 必要売上条件

5.1 — 製品/サービスの販売

当社ペイプランは、最終消費者への当社製品・サービスの売上に基づく。メンバーはコミッションおよび上位ランクへの昇進が可能となるためメンバー本人およびダウンライン組織の必要売上条件（本規約に定められた他の責務と同様に）を達成しなければならない。コミッション取得可能メンバーとなるためには、当社が定めた必要売上条件を達成する必要がある。

セクション6 — コミッション

6.1 — コミッションの資格条件

当社は適時、必要売上条件を設定する権利を留保する。
当該必要売上条件は当社コミュニケーションツールを通じて伝達される。
メンバーが当社設定の条件を満たす限り、当社はバイプランに従って当該メンバーにコミッションを支払う。

6.2 — コミッションの調整

6.2.1 — コミッション調整

メンバーは最終消費者への製品やサービスの販売実績に基づきコミッションを受け取る。当社はキャンセルされた製品やサービスへの返金を行うにあたり、返金実施月に返金された製品やサービスに対応するコミッションを減額し、返金された製品やサービス売上に対するコミッションを受領したメンバーから回収するまで、その後の支払い期間ごとに控除し続ける。

6.3 — 報告

ダウンラインレポートにおいて当社が提供した個人売上高(もしくはその一部)を含めてそれに限らずすべての情報、ならびにダウンラインのスポン

サリング活動は正確で信頼のおけるものである。しかしながら元来の人や機械の錯誤の可能性、正確性、完全性、発注の適時性、クレジットカード支払いの否決、返品、クレジットカードの支払い拒否を含めそれに限らず様々な要因により情報について、当社あるいは情報作成者もしくは情報転送者が保証するものではない。

すべての個人売上高情報は保証、明示や黙示、あるいは何らの表明もなく「ありのまま」で提供され、特段の例外なく市場性の保証、特定の使用に対する適合性、あるいは非侵害性はない。

適用法で最大限許容される範囲内において、当社および/または他の情報作成者や情報転送者は、個人ならびにチームの売上高情報の使用またはアクセスにより発生する直接的、間接的、必然的、偶発的、特殊なあるいは懲罰的損害について(収益やコミッションの損失、機会の喪失、ならびに情報使用の不正確性、不完全性、不便、遅延、あるいは損失に起因する損害を含めそれに限らず)いかなるメンバーもしくは他者に対してもその責を負わない。たとえそれが当社および/または他の情報作成者や情報転送者が当該損害発生の可能性について助言されていたとしても同様である。法で最大限許容される範囲内において、当社および/または他の情報作成者や情報転送者は、不法行為、契約、怠慢、無過失責任、製造責任、あるいは本規約の該当事項または本規約に関連した規約に関する見解の下で、メンバーもしくは他者に対して責任や責務を負わない。

セクション7 — 返品に関するルール

7.1 — 製品の返品・返金

メンバーは、メンバー本人が当社から購入した製品で、製品受領日から90日以内の製品の内、その時点で「再販可能」でかつ「使用可能」な未開封の製品に限り返品することができ、当社は返品製品の購入時の卸売価格の90%を上限として返品に伴う返金を行う。なお、配送費は返金されない。

登録解除に伴う場合、メンバーは下記の条件で返品・返金を請求することができる。

- ①新規登録から1年以内に任意にメンバー登録を解除する場合は、メンバー本人が当社から購入した製品のうち、その時点で「再販可能」で「使用可能」な未開封の製品に限り返品することができ、当社は返品製品の卸売価格の90%を上限として返品に伴う返金を行う。
- ②新規登録から1年以上経過後に任意にメンバー登録を解除する場合は、メンバー本人が当社から購入した製品で製品受領日から90日以内の製品のうち、その時点で「再販可能」でかつ「使用可能」な未開封の製品に限り返品することができ、当社は返品製品の購入時の卸売価格の90%を上限として返品に伴う返金を行う。

7.1.1 — 返金の方法について

ご返金は原則「決済時に使用された決済方法でのご返金」となります。ただし、ご注文キャンセルの場合は「ハイパーウォレットへのご返金」とさせていただきます。ハイパーウォレットの有効化作業およびお振込先口座のご登録をお済ませください。
ハイパーウォレット有効化作業につきまして、当社カスタマーサービスへお問い合わせください。

7.2 — 返品対象製品

本章の規定においては商業上の使用可能期間を経過した後返品された製品は「再販可能」とはみなされません。また、当社が購入前にメンバーに対して、製造中止となっていること、またはプロモーション製品であること

を明言している製品も「再販可能」とはみなされません。なお、セットあるいはバックとして購入した製品であっても、単品販売している場合には単品として製品対象とみなす。ただし、セットあるいはバック価格として設定された割引率をもとに計算される。

7.3 — 返品・交換

お客様都合による製品の返品・交換は原則としてできません。但し、未使用製品に瑕疵などがある場合はこの限りではありませんので、当社までご連絡ください。

7.4 — NFR製品発送時の注意点

■返品の際には、国際便の輸送に耐えうる適切な包装(段ボール箱、梱包材を使用した包装)を行なってください。返品された製品等が到着時に破損していた場合、VYVOは、当該製品等の返金を行いません。また、VYVOは原則として返品のための送料を負担いたしませんので、各会員は、最も経済的な輸送手段で、送料前払により返品を行なってください(VYVOは着払いのパッケージは受け取りません)。ただし、製品等に欠陥があることを理由として当該製品の交換を希望される場合には、返品にかかる送料はVYVOが負担します。

また、VYVOは、行方不明となった製品等につき一切責任を負いかねます。会員は、自己の責任で返品にかかる製品等の行方を調べる責任を有します

受取拒否をされても、発送元に戻らない可能性があります。しっかりと受け取っていただき、返送の手続きをお願いいたします。

7.5 — クーリングオフ期間終了後の解約に伴う返品ルール

会員登録後、一年未満の会員が解約をする場合、90日以内に購入した未使用・未開封製品は返品ができ、製品代金の90%相当額の返金を受けることができます。また、当該返品製品に関連する支払い済みのコミッションがある場合、そのコミッション分を差し引いた金額でのご返金となります。

支払い明細上マイナスが生じた場合は、当社からの通知文書に記載された期日までに、当社指定口座まで差額分をお振込にて返金していただくものとします。なお、当社への製品返送にかかる送料および振込手数料はお客様負担となります。法人会員には中途解約の返品ルールは適用されません。

ご返金をさせていただく際は、当社カスタマーサービスまでお振込先口座をご連絡いただく必要があります。

7.6 クーリング・オフ制度

メンバーには特定商取引に関する法律の定めるクーリング・オフ制度による契約の解除が認められている。メンバーは当社から契約書面もしくは製品を最初に受領した日のどちらか遅い日を起算日として20日間以内であれば、登録にかかる契約を無条件に解除することができる。クーリング・オフ制度による解除の場合は、メンバーが支払った代金等は速やかに返金されるものとし、また、製品等の返送費用も当社が全額負担する。また、当社より損害金や違約金を請求されることはない。クーリング・オフ制度による解除は書面により行うことができ、契約の解除を行う旨を記載した書面をメンバーが発信したときに契約解除の効力が生じる。「不実の告知」による誤認または威迫による困惑で上記期限内にクーリング・オフをしなかった場合には、クーリング・オフができる旨が記載された書面を受領し、その旨の説明を受けた日から20日が経過するまでクーリング・オフができる。

クーリング・オフについて

1) 会員は、会員登録の申請および契約を撤回または解除（クーリング・オフ）することができます。

後述する「クーリング・オフの手順」をご参照ください。

2) 法人会員にはクーリング・オフは適用されません。

クーリング・オフの手順

クーリング・オフを行った場合、製品の引取費用は当社が負担し、お客様は違約金その他の費用を請求されることはありません。また、製品代金はクーリング・オフの手続き完了後、返金いたします。

記入例に従い、郵便ハガキに必要事項をご記入の上、当社宛にご郵送くだ

さい。なお、クーリング・オフを行った場合は、会員資格を喪失するとともに、再度の登録は原則としてできません。

※上記クーリング・オフの行使を妨げるため、事業者が不実の告知や威迫などの妨害行為を行い、それによってお客様が誤認または困惑してクーリング・オフを行えなかった場合、当社または事業者からクーリング・オフできる旨の書面を受領し、その内容を口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリング・オフが可能です。

返送先住所:

〒243-0022 神奈川県厚木市酒井3070番地

Vyvo Network Japan 株式会社 返送センター

<クーリング・オフのお手続き ハガキの記入例>

表面	裏面
<p>郵便はがき</p> <p>〒163-0228 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル28階</p> <p>Vyvo Network Japan株式会社 宛</p>	<p>クーリング・オフ申請</p> <p>製品到着日: 製品名: 申込日:[西暦]○年○月○日 User Name: 氏名: ご住所: 電話番号:</p> <p>上記日付の申し込みは撤回し、 契約を解除します。</p>

セクション8 — 紛争解決と懲戒手続

8.1 懲戒処分

当社は当該メンバー規約ほか関連法規に対する違反、適用される忠実義務を含め、それに限らず慣習法上の義務違反、違法な、不正な、虚偽の、または非倫理的な商行為、あるいは当社独自の判断で当社の評判に害を及ぼすと思われるメンバーによる行為もしくは不作為について、当社の裁量で1つ以上の下記対応措置を行う可能性がある。

- ・書面警告もしくは訓戒の発状
- ・メンバーに対して速やかな対応策を講じるよう要請
- ・コミッションから差し引かれる制裁金の賦課
- ・1つ以上のコミッション支給に対する権利の喪失

当社は、本規約に対する違反行為の疑義についての調査期間中、メンバーのコミッション支払いの全部もしくは一部を保留することができる。メンバーの事業が懲戒を理由として取り消された場合、メンバーは調査期間中に差し止められたコミッションを取り戻すことができない。

- ・1年以上の期間個人メンバー契約を停止
- ・違反者のメンバー契約の強制解約
- ・当社が妥当と判断した場合、当社は金銭的かつ／または正当な救済策を求めて訴訟手続を起すことができる。

8.2 苦情および不平

メンバーが個々の当社の事業にかかわる業務や行為に関して、他のメンバーに対する苦情や不平を有する場合、苦情を申し立てるメンバーはまず最初にアップラインに問題について報告すること。アップラインは事態を吟味し、相手方当事者のアップラインとともに当該事態の解決を模索する。

事態がメンバー規約の解釈または違反を含む内容であれば、当社カスタマーサービスに書面で報告を要する。カスタマーサービスは事実を吟味し、事態を解決すべく努力する。

8.3 準拠法および管轄裁判所

登録にかかる契約は日本の国内法に準拠し解釈される。登録にかかる契約の解釈または履行につき当事者間に紛争が生じ、いずれかの当事者が他方当事者を訴えるときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

専属的合意管轄裁判所

会員が当社の名誉・信用などを毀損する行為、並びに損害を及ぼす行為をした場合、当社は、これらによって生じた損害を請求できるものとします。

抗弁権の接続

割賦販売法のローン提携販売、信用購入あっせんを利用する場合には、支払い停止の抗弁ができます。

セクション9 —メンバー登録の解除

9.1 — 解約の効果

メンバーが活動中でメンバー契約ならびにメンバー規約の約定を遵守している限り、当社はペイプランに従って当該メンバーにコミッションを支払う。メンバーのコミッションは売上および売上に関連した活動(ダウンロード組織の構築を含める)におけるメンバーの努力を考慮するものである。

メンバー契約の自発的解約または強制解約(以下、これらを総称して「解約」と記載する)に伴い、当該メンバーは自ら運営する営業組織に対する、もしくは組織が挙げた売上からのコミッションに対する権利、資格、請求または利権を有さずメンバーとしての全権利を失う。

これには当社の製品およびサービスの販売権、ならびに前述したメンバーのダウンロード組織の売上やその他活動がもたらす将来のコミッション、あるいはその他収益を受け取る権利が含まれる。解約に際してメンバーは、財産権、前述したメンバーのダウンロード組織およびその組織の売上やその他活動から生じるコミッションまたはその他の報酬を含め、メンバーが有する全ての権利を放棄することに同意する。メンバー契約の解約に伴い、当該メンバーは当社メンバーとして振る舞ってはならず、当社の製品およびサービスの販売権を有することもない。

メンバー契約が解除されたメンバーは解約前に活動した最後の支払い期間のみに対応するコミッションを受け取る(強制解約に先立つ調査期間中に保留した金額を減額)。

9.2 — 会員資格の解約および取り消しについて

クーリングオフ期間終了後も、会員はいつでも書面での申し出により、会員登録を解約することができる。

解約を希望する場合は、書面に「解約届」と記載し、User Name・住所・電話番号と共に、本人の署名・捺印をした上で当社までご郵送すること。当社が受領した日付をもって解約となる。

解約した場合、解約日以降に訪れるコミッション支払い日におけるコミッション取得権利を失う。これには解約日以前に発生したコミッションの取得権利も含まれる。解約した場合、6か月間は再登録できない。

9.3 — 強制解約

メンバーによるメンバー規約の約定違反、もしくは当社が自らの裁量で行った改定を含め当社が認定した書類、規則またはポリシーに対する違反は、メンバー契約の強制解約を含めセクション8.1に記載した懲戒処分をもたらす可能性がある。解約は書面通知をメンバーの最新として登録されている住所(またはファックス番号)に、郵送、ファックス、または宅配便で送達された日、あるいはメンバーが実際に解約通知を受領した日のどちらか早い日に有効となる。

9.4 — 自発的解約

メンバーは理由にかかわらずいつでも解約する権利を有する。解約は当社宛に郵便、ファックス等、書面で連絡しなければならない。書面通知にはメンバーの署名、氏名、住所およびユーザーネームが含まれていること。

メンバーが当社サービス利用者でもある場合、メンバーのサービス契約はメンバーがサービス契約の解約について特に申し出しない限り、引き続き継続される。

9.5 — 非更新

メンバーは自発的にメンバー契約を解約することができる。当社も自らの

裁量でメンバー契約を更新しないことを選択できる。

9.6 — 完全契約

- A) 契約は、当社とメンバーとの間で交わされた取決め並びに合意の最終的な表明であり、当事者間で従前、または同時期に結ばれた契約もしくは取決め(口頭、書面にかかわらず)に優先し、契約の記載事項に関する以前のメモ、覚書、表明及び表示は無効となる。
- B) 契約内容と当社従業員からメンバーに口頭もしくは書面でなされた主張が矛盾する場合は、契約の規定が優先される。

9.7 — 規則の適用に関する当社の完全な裁量権

- A) 当社は、メンバーに対しあまねく公平にメンバー規約他関連法規等を適用するよう努力する。ただし、1人のメンバーに対し、メンバー規約他関連法規等のいずれかを適用しなかったとしても、当社は、その後、当該メンバーあるいは他のメンバーに対しメンバー規約他関連法規等を適用する権利を失ったことにはならない。
- B) いずれのメンバーも、当社がメンバー規約他関連法規等の適用にあたり行使した裁量に対し、何らの異議も申し立てないこととする。

9.8 — 準拠法および管轄権

登録にかかる契約は、日本の国内法に準拠し解釈される。登録にかかる契約の解釈または履行につき当事者間に紛争が生じ、いずれかの当事者が他方当事者を訴えるときは、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることとなる。

9.9 — 責任の制限

当社または業務関係者がメンバーに対し、理由の如何を問わず損害賠償責任を負担する場合であっても、損害賠償責任の範囲は、メンバー自身が被った損害に限定され、以下の損害は含まれない。

- A) メンバーが期待した転売利益に相当する損害
- B) 通常予見することのできない損害
- C) 直接の損害を原因として発生した他の損害
- D) その他、前各号のいずれかに類似する拡大損害

9.10 — 通知および伝達的手段

本契約に関して、要請または必要となる通知、伝達は、別段の定めがない限り書面でなされ、直接手渡しするか、ファックスを送信するかもしくは郵便で送付することとする。手渡しの場合は手渡しの時点で、ファックスの場合はかかるファックス送信日の1日後、郵便の場合はメンバー登録住所宛に郵送した日から5日後に到着したものとみなす。なお、当社は、上記通信手段に代わる方法として、電子メール、ウェブサイト等他の方法を用いてメンバーに通信する権利を有す。

9.11 — 倫理綱領

特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為
本ビジネスの活動にあたり、以下の行為を行うことも教唆することも禁止事項となっております。禁止事項を行った場合、その行為者が法律によって罰せられる他、取引の停止や会員資格の抹消などの措置が講じられます。

1. 勧誘に先立ち、勧誘の相手に以下の事項を明示しないこと。

- ①当社の名称 ②ビジネスの紹介者となる人の氏名 ③特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨 ④本ビジネスに関わる製品・サービスの種類や名称
2. 以下の事項について事実でないことを告げること（不実告知）や、故意に事実を告げないこと（事実不告知）となる行為、あるいは以下の事項について書面および口頭にて説明を行わないこと。
 - ①製品の種類、品質など ②製品の販売価格 ③製品代金の支払い時期および支払い方法 ④本ビジネスの特定負担 ⑤本ビジネスの契約解除 ⑥登録の撤回または解除（クーリングオフ）に関する事項 ⑦本ビジネスに関わる特定利益 ⑧顧客が該当売買契約の締結を必要とする事情（契約を結ぶ動機）に関する事項 ⑨その他、相手の判断に影響を与える重要な事項
 3. 契約を締結させるため、または契約の解除を妨げるため、相手に威迫・困惑を与える行為。
 4. 契約の解除を妨げるために、相手に不実不告知または事実不告知を行うこと。
 5. ビジネスメンバー（コミッション会員）の勧誘に際して「概要書面」を交付しないこと。あるいは概要書面の紹介者記入欄に紹介者の氏名・住所・電話番号を記載しないこと。もしくは、虚偽の記載をすること。
 6. 当社取扱製品のご案内、説明会などの催事への参加を強要すること。
 7. 目的を明示せず、一般の人が出入りしない場所で勧誘すること。
 8. 会員登録申請時において虚偽の申請をすること。
 9. 一部の成功者の例を用い、あたかも確実に成功するかのよう印象を与えて勧誘すること。
 10. 事前に承諾していない相手に対して、勧誘にかかわる電話連絡・電子メール（SNSを含む）を送ること。（オプトイン規制）

9.12 — 当社が定める禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止事項であり、本人が行うことはもちろんのこと、他の会員を教唆することも禁止します。

これらの行為が発覚した場合、タイトルの降格・剥奪、コミッション支払いの停止・減額、会員資格の抹消・強制解約などの措置を取らせていただきます。

1. 20歳未満の者、文部科学省の認定校に在籍する学生および反社会的勢力関係者、並びに被後見人をビジネスに勧誘すること。
2. 製品購入のために消費者金融などの利用を勧めることや、会員間で金銭を貸借することを含む融資の斡旋を行うこと。また、高齢者に対して年金を商品購入に充てるように勧めるなどの勧誘を行うこと。
3. 他人名義の口座で報酬を得ようとするなど、通常の商取引に反することをしたりさせたりすること。
4. 射幸心をあおるような話し方をしたり、成功の困難さに言及せず、あたかも参加するだけで必ず利益が得られるかのような誇大表現をしたりすること。
5. 会員登録の意志がないと表明している相手に、長時間にわたって強引に説得を試みること。
6. 製品の購入および紹介活動について強要すること。また、相手が迷惑と感じる方法で勧誘すること。
7. 道路・公共機関・民間施設などでのキャッチセールスやビラ配りなどを行うこと。
8. 未成年者や若年成人、高齢者、その他の者の判断力の不足（認知症を含む）に乗じて契約をさせてしまうこと。
9. 代筆、名義貸し、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽の記載を行うこと。芸名やペンネームなど、実名と異なる名義の登録申請を行うこと。配送先を変更することにより、これらの行為を故意に隠そうとすること。
10. 各種セミナーや研修などにおいて、事前に当社が承認した場合を除き、他のビジネスや製品の説明、勧誘および販売を行うこと（会員間で他社MLMなどの勧誘活動を行うこと）。
11. 当社のビジネス活動の場、またはそれに準ずる場所において、他の会員（直紹介者系列を含む）に対して、当社と直接関係のない活動を行うこと。（政治活動、宗教活動、ビジネスの勧誘、セミナーの勧誘、投資などの情報提供など）
12. 当社のビジネス活動を利用して、オポチュニティプランに定められたもの以外の不当な利益を得ること。

13. 当社のオポチュニティプランとして認められていない事項を、本人の裁量で取引の相手に口頭で約束すること。
14. 会員が会員組織の中に特定派閥を設け、互いの利益を損ねたり、攻撃したりすること。
15. 会員が当社の役員、従業員であると名乗ること。あるいは、当社社員と誤解されるような名刺を作成し、使用すること。
16. 当社に無断で個人制作した広告物（インターネット、パンフレット、チラシなど一切の広告、販促物を含む）を使用すること。
17. 店頭、フリーマーケット、インターネット（ネットショップ、オークションなど）などで製品を展示・陳列・宣伝・販売し、会員を募集すること。また、このような行為をすることが明らかな相手に製品を販売すること。
18. 当社に許可を得ることなく、ビジネス関連のメディアにおいて本ビジネスの宣伝を行うこと。
19. 当社の社名や商標を無断で用いること。
20. 当社および本ビジネス、他の会員のイメージを傷つけたり、損害を及ぼしたりする行為。
21. 当社および当社役員、当社スタッフ、当社製品、また当社会員に対する誹謗中傷、恫喝、不当な要求や威圧または言動を行い、当社および会員の業務に支障をきたす行いの一切をすること。
22. その他、公序良俗に反する行為をすること。
23. その他、当社の判断で、当社および他の会員に対して不利益をもたらすと思われる言動をすること。
24. 組織的な系列移動を行ったり、自分の系列以外のポジションから収入を得たりすること、またはその準備をすること。
25. ビジネス活動の範囲を超え、通常必要とされる分量を著しく超える商品を購入すること、またはさせること。

9.13 — 会員資格の停止・取り消し処分

当社の審査により、会員が禁止行為および以下の事項のいずれかに該当する場合、または当該事由の発生に指導・管理・監督責任があると判断した場合、該当会員は問題事由が確認された時点で遡ってコミッション（特定利益）の請求権を喪失します。したがって、当社はコミッションの全部もしくは一部を支払わない、または過去に支払われたコミッションの返還を請求する権利を有します。また、当社は以下の各号のいずれかに該当する会員の資格を停止・取り消しができます。会員資格停止の場合は、該当する事由が解消されたとき当社が判断した場合、該当会員の資格を復活させることができます。会員資格を停止・取り消されている間に発生したコミッションは、いかなる理由があっても当社に請求することはできません。または、以下の事由により当社が損害を被った場合、当該会員は当社に対して損害を賠償していただきます。また、当該会員を指導・管理・監督すべき立場にある会員は、問題解決に当たり、当社に協力していただきます。なお、本条項は会員資格喪失後も有効とします。

1. 当社の定める禁止事項・規約・概要書面の条項に違反した場合。
2. 特定商取引に関する法律および関連法規に違反した場合。
3. 消費者センターおよびその他公的機関の指導を受けるなどの消費者問題を引き起こした場合。
4. 刑法、消費者契約法、薬機法（旧薬事法）などに違反したり、反社会的な行為を行った場合。
5. 会員間で金銭問題、異性問題などについて重大な紛争を引き起こした場合。
6. 会員としての品位を傷つけ、健全なビジネスを営む上で適性を欠くと当社が判断した場合。
7. 他の会員を、組織販売をはじめとする他の組織やビジネスに勧誘した場合。
8. 公序良俗に反する発言や行為をしたとき当社が判断した場合。
9. その他、禁止事項に抵触する行為を行ったとき当社が判断した場合。その他、当社の取扱製品に類似する製品を小売・卸売・組織販売などの手段によって販売、またはその販売組織に参加し活動を行う場合、あるいは商材にかかわらず、他の組織販売に参加し活動を行う場合は、必ず当社の承認が必要となります。

私がスポンサーです。

氏 名 _____

ユーザー名 _____

電話番号 _____

住 所 _____

書面をお渡しした日： 年 月 日

様へ概要書面パックをお渡ししました。

Vyvo Network Japan 株式会社
〒163-0228
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル28階
TEL:03-6629-7110

— Vyvo Network Japan 概要書面 ならびに 契約書面 内容変更のお知らせ —

2022年6月1日より施行される、特定商取引に関する法律の改正に伴い、以下の通り書面の内容を変更いたします。
お手元の各書面の記載内容の該当箇所は、以下に読み替えていただきますようお願いいたします。

P12 セクション7 — 返品に関するルール

7.1 ~ 7.3 - 以下の内容に差し替え。 7.6 - 削除

7.1 — クーリング・オフ

メンバーは、初回注文製品または契約の内容を明らかにした書面(契約書面)のどちらか遅い方の受領日から20日を経過するまでは、無条件に登録ならびに初回注文製品の売買契約を解除することができます。これをクーリングオフといいます。

7.1.1 クーリングオフを行使した場合

- ◆初回注文製品は開封・未開封を問わず、返品対象になります。
- ◆当該メンバーが支払った代金は、すみやかに全額返金されます。
ただし、返金方法は製品購入時の支払い方法によって異なります。
- ◆返品にかかる送料は当社が負担し、契約解除に伴う損害賠償または違約金が請求されることはありません。

7.1.2 クーリングオフの手続き

以下の必要事項を書面に記載し、郵送またはEメールにて送付してください。
発信時にクーリングオフの効力が生じます。

<必要事項>

「クーリングオフする旨」「解約申請日(書面発送日)」「登録氏名」「ユーザーネーム」「登録住所」「登録電話番号」「返品製品の有無」

<郵送の場合>

〒163-0228

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号 新宿住友ビル28階

Vyvo Network Japan 株式会社 解約・返金係

<Eメールの場合>

CO.VNJ@vyvo.com

返品製品は、以下の住所宛に送付してください。

製品返送先:

〒243-0022 神奈川県厚木市酒井3070番地

Vyvo Network Japan 株式会社 返送センター

7.1.3 クーリングオフの例外事項

上記クーリングオフの行使を妨げるために、統括者または一般連鎖販売業者が不実のことを告げたことにより当該メンバーが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合、当社から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは、上記の方法でクーリングオフすることができます。

<クーリングオフのお手続き ハガキの記入例>

<表面>

<裏面>

<input type="checkbox"/>	郵便はがき
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
〒163-0228	
東京都新宿区西新宿2-6-1	
新宿住友ビル28階	
Vyvo Network Japan	
株式会社 宛	

クーリングオフ申請
製品到着日:
製品名:
申込日: [西暦] 〇年〇月〇日
ユーザーネーム:
氏名:
ご住所:
電話番号:
上記日付の申し込みは撤回し、 契約を解除します。

7.2 — 製品の返品および製品購入代金の返金

(クーリングオフ期間経過後の中途解約・返品ルール)

メンバーは、クーリングオフ期間の経過後もいつでもその資格を解約することができます。また解約の際、以下の(1)から(5)の条件をすべて満たした場合、製品を返品し、購入代金の返金を受けることができます。

- (1) 登録後1年を経過していないこと
- (2) 引渡しを受けてから90日を経過していない製品であること
- (3) 製品を再販売していないこと
- (4) 製品を使用または消費していないこと(製品の販売を行ったものがその製品を使用または消費させた場合を除く)
- (5) 自らの責任で製品を滅失またはき損していないこと

返品の際の送料は本人の負担となります。また返品対象外の製品が返品された場合でも、返却はいたしません。

返金額は該当製品の購入金額の90%に相当する金額となります。返品対象製品の購入に際し、製品購入に伴うコミッションやボーナス等の報酬を既に受け取っている場合には返金額を調整させていただきます。返金の手続きは、当社が返品製品を受領してから通常1ヶ月以内に行われるものとします。返金方法は、製品購入時の支払い方法により異なります。クレジットカード決済で製品を購入された場合、返金はクレジットカード会社を通じて行われます。解約完了後の返品は受けられません。返品の際には、当社カスタマーサービスより発行された返品確認番号(RMA)を記載し、以下の送付先に返送してください。RMAの発行については、当社カスタマーサービスまでお問い合わせください。

<製品返送先>

〒243-0022 神奈川県厚木市酒井3070番地 Vyvo Network Japan 株式会社 返送センター

RMA番号: (当社カスタマーサービスより発行されたRMA番号を返送用伝票に記入してください)

7.3 — 返品・交換

お客様都合による製品の返品・交換は原則としてできません。但し、未使用製品に瑕疵などがある場合はこの限りではありませんので、当社カスタマーサービスまでご連絡ください。